

第111号

昭和55年1月18日

編集と発行

発行 嘉手納町役場

編集 企画経済課広報係

〒904-02

嘉手納町字嘉手納81番地

☎ (098956) 1111~1114

印刷：ロータリー印刷



広報

# かでな

1月1日の人口 世帯数3,564 人口14,555 男7,232 女7,323



八十年代の出発だ！

健康で明るい町をめざし

教育委員会主催の第三回

新春マラソン大会が、去る一月

六日、新春の朝日を受け、二百

名余の町民が参加し、

八十年代に向け力強いスター

トをしました。

# 年頭のぶいあいさつ

嘉手納町長 吉浜朝永



町民の皆さん、明けましておめでとございます。昭和五十五年の新春を迎え皆さんのご清福とご繁栄を心からお祈り申し上げます。

私は、昨年二月、町民皆さんの信託を受け、町政を担当して微力ながらも町勢の伸展を期して誠心誠意懸命に努力を傾注してまいりました。おかげをもちまして大過なく越年することができましたことは、これ偏えに町民皆さんのご理解とご支援の賜であると心から感謝申し上げます。本町も北谷村から分村して三

十一年の歳月が経過しました。この間、先人や諸先輩の皆様が厳しい時代を幾多な困難な問題に遭遇しながらもこれを克服され、ひたすら地域の発展のために尽されたことにより、昭和五十一年には町昇格をなすとげ、町民皆さんのためまぬご努力によって大きく飛躍発展を見て今日の嘉手納町を築きあげてこられましたことは、誠に喜びにたえない次第であります。

また、昨年は人間性復活の時代といわれた一九七〇年代最後の年で、お互い町民の連帯意識の高揚と、町内各種産業の振興と、活力ある町づくりを旨し挙行いたしました「かでなまつり」も町民皆様のご理解と、町内各種団体の積極的な協力によって、予想以上の成果をおさめることができましたことにつきまして、心か 礼を申し上げます。ける次第であります。

さて、本町の行政をすすめる上で、基地問題は避けておることのできない重要な課題であります。本町を取りまく環境は依然として厳しく、米軍基地からの重圧は、戦後このかた何んら変ることなく重くのしかかり、町域の八十五パーセントを占める米軍基地の存在は、行政面積を狭隘なものにし、都市基盤の整備や産業の立地を阻害するだけでなく、度重なるB52戦略爆撃機の飛来、F15イーグル戦闘機の配備、日常生活を大きく阻害する爆音公害に見られるように、町民生活に大きな不安と障害をもたらしております。特に、復帰後における在沖米軍基地は、他に所在する米軍基地が整理縮小される中で、嘉手納基地の機能はますます強化される傾向にあります。この現実に対応して、町議会共々基地の再編強化に反対し、整理縮小を強く要求してまいりましたが、その壁は依然として厚く、誠に不如意な年になりました。

このように、町行政は厳しい条件の下ですすめられております。特に地域社会の限らない変化に伴って複雑多様化している行政需要に対応し、町民皆さんへの行政サービス、事務能率の向上を図るうえからも、役場庁舎の建設はここ数年の課題として取り上げられ、建設用地（消防署南側黙認耕作地）の確保は、町行政に課された最大の課題となっておりましたが、これまでに米軍及び政府機関に対し粘り強く折衝を重ね、努力を傾けてまいりました結果、建設用地の確保については、明るい見通しができる段階にまでこぎつけております。今後引き続き関係地主のこれまで以上のご協力を得て、役場庁舎建設用地を中心とした、本町行政センター建設用地の確保に最大の努力を傾注してまいりる所存であります。更に、狭隘な住居地内における、交通安全対策の一環として路外駐車場を整備計画し、その用地（嘉手納署前）の確保について、役場庁舎用地と同様に、関係機関に要請してまいりましたが、かなり厳しい条件等が付けられております。今後更に折衝を重ね、正規の車庫証明がとれるよう、路外駐車場として整備できる目途をつけていく所存であります。尚、米軍基地の一部返還又は共同使用を求めて、墓地公園を造成し、現に住居地域内に散在する墓地を集約して、住居地域の環境を整備する目的で、政府や米軍に対し要請を重ねてまいりましたが、今だに、この問題につきましては心よい回答が得られない状態にあります。引き続きこれが実現するまで折衝を続けてまいりる所存であります。以上が米軍基地に関する、一連の懸案事項であり極めて重要な課題であります。除々に解決の方向へ向けて明るい見通しがもてつつあります。しかしながら、米軍基地に直接関連する本町のまちづくりは極めて厳しい現状にあり、これからも全町民の合意事項として米軍基地の返還を町議会と執行とが一体となって、住みよいまちづくりのために引き続き政府や米軍に要求し、その実現に向けて努力してまいりたいと存じます。

これら基地と関連する問題を除きましては、戦後処理の問題として、市町村道潰地の補償、対米放棄請求権の政府肩代わり補償問題があります。町道潰地補償問題につきまし

ては、昭和五十四年度から一、二級道路対象に買い上げることになりました。本町においては関係地主の皆さんで組織する、町道潰地地主会の役員皆さんのご協力を得て、買い上げ補償のための作業をすすめているところであります。

しかしながら、一、二級道路以外の、その他の道路の補償について、政府は明確な考え方を打出しておりませんので、これについても、同じ条件で買い上げ補償の対象とするように、又対米放棄請求権の政府肩代わり補償の陸上分についても、県当局や関係市町村と共に政府に対し、納得の行く解決策を要請し早期解決に向けて努力してまいり所存であります。

以上、これからも引続き解決に向け努力すべき課題について申し述べてまいりましたが、これら問題を除いた、町政の場面にのみましては、昨年四月に新生、西浜区の誕生をみまして、

区民の皆さんが、行政の充実、発展を期して連帯を深め、ご活躍なされていくところでありますが、西浜区は本町唯一の海岸線に面していることから、台風時等においては波しぶきが護岸

を飛び越え、護岸が壊れ心配も重なり、区民皆さんの最大の不安要因になっていくことから、護岸を県に移管すべくその手続きをすすめているところであります。また、次年度において、護岸の改修並に、消波施設のテトラポット設置事業が県において計画されております。これが完了することによって長年の不安要素が払拭されるものと期待しているところであります。

町政を、総合的かつ計画的に運営するための、指針となる基本構想も、昭和五十三年十二月に町議会の議決を経て策定されておりましたが、基本構想をより具体化した基本計画につきましては、昨年三月に策定を終え昭和五十四年度を初年度として積極的に基本構想にうたわれた「平和、人間尊重、住民自治」を基本理念にした将来像「安らぎと生き甲斐にみちたまち、嘉手納」のまちづくりにむけた諸事業を着実に推進しているところであります。

紙面の都合もあり、具体的な事業の内容は割愛させていただきますが、生活環境の整備、社会福祉の充実、交通安全の対策、学校教育の充実、社会教育の向

上、地域文化の育成、産業の振興等鋭意計画の具現に努め、町勢伸展のために、全職員が一致団結して推進しているところであります。

さて、本年は「地方の時代」とも呼ばれる、一九八〇年の幕開けの初春を迎えましたが、町民皆さんと共に、地方の時代と呼ぶにふさわしい、調和のとれ

たまちづくりをめざして最善の努力をいたしてまいり所存であります。

町民の皆さん、どうか本年も町政に対し倍旧のご協力を賜りますようお願いいたします。共にお祈り申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

ご協力が必要でありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

八十年代も引続き教育関係の分野においては、過去も見直しながら取捨選択し、豊かな人間性を培うための努力を必要とすることは、今更申し上げるまでもないことですが、国外資源に依存する国民生活の現況から考えた場合、前途には大変厳しいものが予見されます。その難関を突破するためには、教育関係においても、尚一層の創意工夫による対応策が要求されるものと考えております。

# 年頭の「ご挨拶」

教育長 奥 島 憲 市



と変動する中で、新年を迎えたわけではありますが、今年は過去十年間を回顧しながら将来に向けて如何にあるべきか、視野を拡大し、時代の進展に対応しなければならぬ八十年代の初年度になっております。

私達は、八十年代の出発にあたり、目標を定めその方向へ相互協力し、本町の教育の振興発展のために努力をしなければならぬ立場にあり、その実現のために、町民皆様のご理解と

新年も関係当局並びに町民皆様のご理解とご協力を得まして学校教育及び社会教育面において、その施設の整備と設備品の充実を図りながら、自主的精神に充ちた心身ともに健全な発達と、学力向上のために、必要な諸条件の整備確立を目標として英知を結集し、尚一層の努力を傾注していく所存でございます。

ので、諸先輩各位並びに町民皆様の倍旧のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



### 免除保険料の追納を早く

国民年金の保険料は、失業したり、収入が少なかったりして納めるのがむずかしいときは、申請して免除を受けることができます。

しかし、免除を受けると、将来、老齢年金を受けるときに満期まで保険料を納めた人にくらべて三分の一の年金しか受けられません。これを救済するために、免除を受けた期間の保険料を追納して、満額年金を受けられることができます。

この追納は、免除を受けた期間から十年以内ならば、当時の保険料で納めます。生活に余裕ができた免除者は、ぜひ保険料の追納をしてください。

#### 生涯減額された年金に

国民年金の繰り上げ請求  
国民年金の老齢年金(通算老齢年金を含む)は、六十五歳から支給されます。

しかし、年金を受ける条件を満たしていれば、六十歳から六十四歳までの間なら、いつでも

希望するときから繰上げて支給を受けることができます。

けれども、その年金額は、本来六十五歳から受ける額にくらべて最低十一%から最高四十二%も減額されます。その減額は生涯続きます。一たん繰上げ支給をすると取り消しはできませんので、この申請をするときはくれぐれもご注意ください。

また、本来の老齢年金より多い額を希望する人には、繰下げ支給を申請する方法もあります。これは、六十五歳で年金を受け取らず、六十六歳から七十歳までの間に受け始めるもので、最低十二%から最高八十八%まで増額されます。

#### 特例納付制度を

##### ご存知ですか

この制度は、一時の思い違いや、忙しさにまぎれたり、経済上の理由などから、当然強制適用被保険者の資格があるのに、国民年金にまだ加入していないかっただけの人や、保険料を滞納して時

効にかかり、年金権を失ってしまった人などについて、来年の六月末までに限って、未納の間を払い込めば、年金権が与えられるという、臨時の特別な制度です。

保険料を納めなかった期間について、一カ月につき四千元の保険料を納込します。期限内で

あれば分納の方法も設けられております。

なお、明治四十四年四月一日以前に生まれた人、サラリーマンの奥さんなど任意加入の人はこの特例納付はできません。

※詳細については

町役場国民年金係

電話 六一一一一

記

#### 【申請期間】

昭和五十五年一月四日～昭和五十五年二月二十九日まで

#### 【申請場所】

厚生課(中央公民館一階)

#### 【募集児童数】

①第一保育所(六〇名)

第二保育所(六〇名)

〇一歳児各六名

〇二歳児各十二名

〇三歳児各十六名

〇四歳以上の児童各二十六名

②第三保育所(一一〇名)

〇一歳児二十四名

〇二歳児三十六名

〇三歳児三十六名

〇四歳以上の児童二十四名

#### 【申請方法】

入所申請書を厚生課へ提出して下さい。申請用紙は厚生課に準備してあります。

#### 【入所決定】

入所決定は、国の保育所入所措置基準により決定し、今年三月中には通知します。(書類審査及び家庭実態調査の結果により決定)

#### 【入所時期】

昭和五十五年四月一日予定  
※一世帯一名に限らず何名でも申請できます。

※現在、入所中の児童も引き続き希望する場合は申請して下さい。

▶ 町立第三保育所  
沖繩一の施設を誇る





### 一月は国保税第四期分の納期です

国民健康保険は、会社等の健康保険に加入している人以外はすべての人が加入しなければなりません。

健康保険は、国の定めに基づいて運営される保険制度で、個人の自由意志で加入したり、やめたりすることはできません。

今年十一月末現在の嘉手納町の世帯は三、五五七世帯で、国保加入世帯は二、四〇九世帯で六十七%が加入しております。残り世帯の三十三%は社会保険等の加入世帯と思われま

す。今年一カ年で、この国保加入世帯がつかう医療費の総額は、四億五千万円が予想されます。これは、一世帯平均で十九万円の医療費を使う計算になります。ちなみに、昭和五十四年度では皆様に納めていただく保険税は一億三千万円で、一世帯平均で五万四千円になります。

保険税は、皆さんが使う医療費の総額に対して決まります。保険税の滞納が多くなると、

病院への治療費の支払いができなくなり、加入者の健康が守れなくなるばかりか、他の納税者にも迷惑がかかりますので、保険税は、決められた期日までに納めましょう。

### 被保険者証(保健手帳)の更新について

現在、使っている被保険者証は、三月三十一日で期限が切れて使えなくなります。

新しい手帳(クリーム色)の更新(切りかえ)は三月一日より三十一日まで、各区の公民館か町役場住民課で更新手続きをして下さい。

● 保険証の更新までには、保険税の未納分を納めて下さい。  
● 保険税は、あなたの所得に基づいて計算されます。所得申告は必ず行ないましょう。

## 都市計画審議会委員を委嘱

### 都市計画課

去る、十一月三十日、南区公民館において、新しい都市計画審議会委員の方々に委嘱状の辞令が交付されました。

都市計画審議会は、町の都市計画行政の円滑をはかるために設置される機関で、町が定める都市計画(街路、公園、土地区画整理、公共下水道、その他都市施設等)に関することを調査、審議し、バランスのとれた街の建設に資する重要な機関であります。

審議会の構成は学識経験者、町議会、町役場の三者で計十名の委員で構成されております。辞令交付式の後、新しい審議会委員による、第一回の会議が行なわれ、歩行者専用道路、屋良第三児童公園、嘉手納運動公園、比謝川沿い緑地、兼久海浜公園等の計画について討議がなされました。

次の方々が第三期都市計画審議会委員に委嘱されました。

## 町長賞に輝く 仲宗根 さんに輝く

——普及事業連絡協議会——

町普及事業連絡協議会(会長糸満盛三)による、農業団体普及事業展示会が去る十二月七、八日の両日、農協ホールにおいて賑やかに催され、多くの町民が足を運びました。

これは、町民に農業について、展示会場では、即売も行なわれ、市価の半値ということもあって、展示された農産物はほとんど即売されるといふ繁盛振りでした。

### 町長賞に輝くお二人



- 第三期都市計画審議会委員
- 奥間信一氏 (学識経験者) 字水釜 一〇九
- 伊波 栄氏 (学識経験者) 字嘉手納 三七〇一
- 津波古行徳氏 (学識経験者) 字屋良 八五〇一
- 嘉手川繁正氏 (学識経験者) 字水釜 五六二〇五
- 徳元正信氏 (町議会議員) 字嘉手納 六三〇一
- 比嘉寛一氏 (町議会議員) 字嘉手納 五四九
- 当山哲男氏 (町議会議員) 字屋良 六
- 仲宗根正幸氏 (町議会議員) 字嘉手納 三二四〇八

- 勝連朝蒲氏 (町役場) 字屋良 五八六〇一八
- 高嶺政助氏 (町役場) 字嘉手納 四二六

# えいせい カレンダー



昭和55年

月日	行 事	時 間	場 所
<b>1 月</b>			
23日⑧	乳児相談及び離乳食実習	13:30~15:00	中央公民館
29日⑨	母性相談	"	"
<b>2 月</b>			
6日⑩	母子保健推進員定例会	14:00~16:00	中央公民館
12日⑪	安産学級	13:30~16:30	"
19日⑫	"	"	"
22日⑬	1才6カ月児健診	13:00~15:00	"
26日⑭	安産学級	13:30~16:30	"



## 火災見舞金贈る 嘉手納中学校生徒会

去る、十一月二十四日、屋良九九六番地佐久本兼仁さん宅が不慮の火災により家を全焼し、家族全員が着の身着のまままで焼けだされてしまいました。

嘉手納中学校生徒会（生徒数八八八名）では、佐久本さん家族が大変な難儀をしているという事を知り、少しでも救援活動をやるうと話しが決まり、さっそく全校生徒による見舞金カンパ

が取り組まれ、少ない自分達の小遣を出し合ったところ十五万七千円のカンパ金があつまりました。

さっそく、全校生徒を代表し生徒会役員により、一日も早い復興を願ひ、佐久本さん家族に見舞金が送られました。

## 交通遺児等育成資金の貸付案内

### 自動車事故対策センター

交通遺児等に對する育成資金貸付は、国の福祉政策の一環として「自動車事故対策センター沖繩事務所」が行う業務の一つです。

- （イ）貸付対象者  
貸付は、児童本人に対して行いますが、本人が未成年者のため、現在扶養している保護者に申込み手続きをしてもらひ、連帯保証人になっていただきます。
- （ロ）貸付金額  
はじめに一時金十万五千円、貸付期間中毎月一万円小・中学校入学時に入学支度金二万八千円。
- （ハ）貸付期間  
貸付がきまった月から中学校卒業の月まで。
- （ニ）貸付利率  
無利子です
- （ホ）返還の期限  
中学校卒業から、六カ月又は一年据え置いた後二十一年以内です。
- （ヘ）返還方法  
割賦（年賦、半年賦又は月賦のうちから選択）による均等割で返還していただきます。
- （ト）返還の猶予  
中学校卒業後、高等学校、大学等に進学したときは、それを卒業するまでの期間

金をお貸しする制度です。

返還が猶予されます。  
※詳細については  
嘉手納町教育委員会  
電話 六二二二二三

自動車事故対策センター  
電話 六二一八六六七

**附 ありがとう**  
**寄 ございました**

- 十二月五日、大島郡徳之町 亀津北区三〇〇番地、田川 忠義氏より、故田川幸助氏（字嘉手納四九〇番地）の香典返しとして、町社会福祉協議会へ二万円のご寄附がございました。
- 十二月十九日、字屋良九六五番地の稲嶺一男氏より、故稲嶺盛太郎氏（三十三回忌）稲嶺ツルさん（二十五回忌）の香典返しとして、町社会福祉協議会へ十万円のご寄附がございました。
- 十二月二十四日、嘉手納・読谷ライオンズクラブ（会長 村山盛信氏）より、町社会福祉協議会へ三十万円のご寄附がございました。